

# 令和8年度コンプライアンス経営定着推進事業企画提案募集要項

本事業は、令和8年度予算案に基づき募集を行うものであり、契約の締結に際しては、令和8年度当初予算に関し、議会の議決が必要である。

なお、当初予算に関し、議会の議決が得られなかった場合、契約予定者に対して、県は、いかなる責任も負わない。

## 1 事業の目的

県内事業者（以下「事業者」）に対して公益通報者保護制度を普及するため、公益通報者保護制度推進員（以下「推進員」）を設置し、令和8年12月から施行される改正公益通報者保護法の内容も含めた制度の理解促進や、内部通報制度の実効性向上に向けた支援等を行う。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度コンプライアンス経営定着推進事業

### (2) 業務の内容

別添の「令和8年度コンプライアンス経営定着推進事業仕様書」のとおり

### (3) 実施主体

徳島県生活環境部消費者政策課

### (4) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### (5) 見積限度額

7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (6) スケジュール

令和8年2月13日（金）	公募開始
令和8年2月27日（金）午後5時まで	参加申込締切
令和8年3月3日（火）午前10時から	事業説明会（徳島県庁）
令和8年3月6日（金）午後5時まで	質問受付締切
令和8年3月16日（月）午後5時まで	企画提案書等提出締切
令和8年3月下旬	選定委員会開催
令和8年3月下旬	審査結果の通知
令和8年4月以降	契約

### 3 参加資格要件

応募者は、事業を効果的、効率的に実施することができる者とし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあっては、(2)については、構成する事業者のうち、半数以上の事業者が満たしていればよい。

(1) 次のアからサまでのいずれの事項にも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
- ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- キ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある団体。
  - а 成年被後見人又は被保佐人
  - б 破産者で復権を得ない者
  - с 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。
- サ 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織である者。

(2) 2の(6)で示す事業説明会に出席していること。

#### 4 提出書類等

##### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1－1号）	1部
共同企業体による参加申込の場合は、様式第1－2号を使用すること。	
イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）	1部
共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。	
ウ 誓約書（様式第3号）	1部
エ 参加団体の概要・業務実績（様式第4号）	1部
オ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部
個人事業主の場合は開業届のコピー	1部
法人格がない団体の場合は団体規約の写し等運営規約に相当するもの	1部
カ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書またはこれに類するもの	1部
キ 直近の納税証明書（国税・県税）	1部
ク 企画提案書（様式第5号）	10部
ケ 見積書（様式第6号）	10部（正本1部、副本9部）
コ 参考資料（企画提案内容を補足する資料等）	任意（提出する場合は10部）

- ※ エの業務実績について、これまでに事業者等に対して公益通報者保護制度の普及に係る取組を実施している場合は、その取組実績についても記載すること。
- ※ オの登記簿謄本については、提出日において、発行日から3ヶ月以内のものを提出すること。また、写しの場合は、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。
- ※ 共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ～キに規定する資料については、構成する全ての事業者が提出すること。

##### (2) 提出期限等

○参加申込：提出書類（ア、イ、ウ、エ）

提出期限：令和8年2月27日（金）午後5時必着

○企画提案書等：提出書類（オ、カ、キ、ク、ケ、コ）

提出期限：令和8年3月16日（月）午後5時必着

提出先：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

　　徳島県生活環境部消費者政策課

　　消費者行政推進担当

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）

##### (3) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第7号）を令和8年3月11日（水）正午までに提出すること。

## **5 応募に関する留意事項**

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。
- (3) 無効となる企画提案
  - ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。
  - ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。
  - カ 審査の公平性を害する行為があったもの。
  - キ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めたもの。
- (4) 応募は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者は、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。  
ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、情報公開の対象となり得る。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。
- (9) 人件費等の経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。
- (10) 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。
- (11) 企画提案に応募した団体名等は公表する場合がある。

## **6 質疑応答**

- (1) 質問の受付期間  
令和8年2月13日（金）から同年3月6日（金）までの  
午前9時から午後5時まで（土日祝は除く）
- (2) 質問の提出方法  
当該募集に係る質問は、質問書（様式第8号）により、電子メールで提出すること。  
なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
  

メールアドレス : shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp  
電 話 番 号 : 088-621-2175

- (3) 質問の内容  
原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。
- (4) 質問に対する回答  
質問者に対して電子メールにより、令和7年3月11日（水）までに回答するほか、県HP上に掲載する。

## **7 審査基準等**

### **(1) 審査の方法**

選定委員会において、提出された企画提案書をもとに、あらかじめ定められた審査基準に基づいて、書類審査及び面接審査（応募者のプレゼンテーション及び質疑応答）による採点を行い、委員の採点の合計点が最も高い者を契約予定者として選定する。

ただし、審査において基準点を満たしていない応募者は契約予定者として選定しない場合がある。

### **(2) 審査基準**

選定委員は、次の観点に基づき採点を行う。

- ア 事業目的及び企画案の妥当性・有効性
- イ 事業運営にあたっての実現性・計画性
- ウ 経費の妥当性

### **(3) 選定委員会の面接審査**

ア 日 時 令和8年3月下旬

イ 会 場 徳島県庁内

ウ 審査方法 応募者は提出書類について1者あたり10分程度のプレゼンテーションを行い、説明終了後に必要に応じて、質疑時間を設ける。

### **(4) 審査結果の通知**

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。

### **(5) 異議申立て**

選定結果に対する異議申立ては受理しない。

## **8 契約の締結**

(1) 契約に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と徳島県が業務を実施する上で必要となる詳細事項及び事業経費について協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

なお、契約予定者との協議が整わない場合又は協議後の契約予定額の総額が予算の範囲内に収まらない場合、次点者と契約について協議を行う場合がある。

(2) 契約時期は、令和8年4月以降を予定。

(3) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

(4) 県から、事業の実施状況について報告を求められた場合は、速やかに回答すること。

(5) 事業終了後は、事業の実施内容、事業実施の成果、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を提出すること。

(6) 契約の締結に際しては、令和8年度当初予算に関し、議会の議決が必要である。

なお、当初予算に関し、議会の議決が得られなかった場合、契約予定者に対して、県はいかなる責任も負わない。

## **9 委託料の支払**

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は、前払いができるものとする。前払いの額は、契約の内容に応じて県が決定する。

## **10 業務の適正な実施に関する事項**

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、徳島県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。